

整備事業者の皆様へ

平成15年10月1日以降、ディーゼル車規制のチェックをお願いします！

平成15年10月1日からディーゼル車規制を開始します。規制開始後は、条例に定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は都内（島部を除く）を走行できなくなるとともに、走行した場合は取締の対象となります。

整備事業者の皆様には、規制が守られる仕組みづくりのため、規制開始後に次のことをご協力願います。

<① 車両のチェック>

ディーゼル車のユーザーが車検等の点検整備を受ける際に、車検証をもとに規制基準に適合するかどうか、チェックしてください（チェック方法は裏面）。

<② ユーザーへの通知>

基準に適合しない場合は、3枚複写の下記「運行指摘書」（1枚目）に必要事項を記入のうえ、ユーザーに渡して、当該車両の早急な改善を促してください。

<③ 東京都への連絡>

「運行連絡葉書」（3枚目）により、東京都環境局に当該車両の情報を連絡してください。

※ 留意事項

基準に適合しない車両で、ユーザーに規制に対応する意思が認められず、当該車両が明らかに都内を行すると判断できる場合、当該車両の車検等を受け付けないようお願いします。

次のような場合は、ユーザーに対応の意思があるため、除きます。

- すでに装置・新車の発注をしているにもかかわらず、メーカーの責任で供給が間に合わない。
- 整備事業者からの指摘により、装置の装着・新車の発注等を行う意思を示した。

<1枚目> ユーザー警告用

東京都「環境確保条例」に基づく ディーゼル車規制 運行指摘書	
氏名（法人の場合は事業者名等）	_____
連絡先（TEL）	_____
使用車両の車台番号	_____
使用車両ナンバー	_____
使用車両の型式識別記号（該当するものを○で囲む） 記号なし K N P S U W KA KB KC	_____
使用車両の初度登録年月	_____ 年 _____ 月
<p>貴殿が使用している上記のディーゼル車は、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」第37条に規定する粒子状物質の排出基準を満たしておらず、都内地域（島部を除く）を走行できません。至急改善を行って下さい。引き続きこの車両を使用するには、都知事が指定する粒子状物質減少装置の装着が必要です。</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 発行元：東京都環境局</p> <p>取扱整備事業者名 _____</p> <p>連絡先（TEL） 【ディーゼル車規制についてのお問い合わせ先】 東京都環境局自動車公害対策部規制課 「ディーゼル車規制総合相談窓口」TEL 03(5988)3628</p>	

下線部分に必要事項を記入して、ユーザーにお渡しください。複写式になっています（2枚目は控です）。

<3枚目> 東京都への連絡葉書

東京都「環境確保条例」に基づく ディーゼル車規制 運行連絡葉書	
指摘した者（車両の使用者）の氏名（法人の場合は事業者名等） _____	
連絡先（TEL）	_____
使用車両の車台番号	_____
使用車両ナンバー	_____
使用車両の型式識別記号 記号なし K N P S U W KA KB KC	_____
使用車両の初度登録年月	_____ 年 _____ 月
<p>上記の者が使用しているディーゼル車は、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）」第37条に規定する粒子状物質の排出基準を満たしておらず、都内地域（島部を除く）を走行できません。至急改善が必要なため、「運行指摘書」を発行しましたので、連絡します。</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>取扱整備事業者名 _____</p> <p>連絡先（TEL） _____</p>	

複写式の3枚目は東京都への連絡葉書になっています。宛先は印刷済ですので、そのまま投函してください（送料は受取人負担・切手不要です）。

車両の確認方法

規制の対象となるかどうかは、車検証で確認することができます。次のチェックポイント①から④に全て該当すると、初度登録から7年経過後に、都内での走行ができません(ただし知事が指定する粒子状物質(PM)減少装置を装着している場合はそのまま走行可能です)。粒子状物質(PM)の排出基準の適否は、「③ 型式」欄の識別記号で原則判断することができます。(※ 型式の識別記号は、新車時における排出ガスの規制区分を表しています。)

チェックポイント	規制の対象となる要件	チェック欄
①燃料の種類	「軽油」	<input type="checkbox"/>
②用途	「貨物」、「乗合」、「特種」のいずれか(乗用車ベースの「特種」は対象外)	<input type="checkbox"/>
③型式(※)	識別記号が【記号なし、K、N、P、S、U、W、KA、KB、KC】のいずれか	<input type="checkbox"/>
④初度登録年月	平成8年9月以前→平成15年10月から走行禁止 平成8年10月以降→初度登録年月から7年経過後に走行禁止	<input type="checkbox"/>

※ 東京都は17年4月以降に規制の基準値を強化します。その際に対象となるのは次の型式の車両です。

【KE、KF、KG、KJ、KK、KL、HA、HB、HC、HE、HF、HM】

自動車検査証

平成 年 月 日

○○運輸局 ○○運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号/ 自動車予備検査証番号	登録年月日/ 交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用 の別/適合	車体の形状	
		平成 5年6月		貨物			
④ 初度登録年月		型 式	乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
		U-FD311GAA					
③ 型式		原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又 は定格出力	燃料の 種類
							軽油
② 用途							
① 燃料の種類							
所有者の氏名又は名称						前前軸重	
所有者の住所						前後軸重	
使用者の氏名又は名称							
使用者の住所							
使用の本拠の位置							
自動車の所在する位置							
有効期間の満了する日		備考					
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							
年 月 日							

①～④に該当しても、都知事指定の装置が装着されていればOK!
(メーカー発行の「粒子状物質減少装置装着証明書」で確認)

条例の主な内容

都条例(「環境確保条例」)の内容	
規制の内容	PMの排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止(17年4月以降基準の強化を予定)
開始時期	平成15年10月(初度登録から7年間の猶予期間あり)
対象地域	東京都内全域(島部を除く)
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス、及びこれらをベースにした特種用途自動車
罰則等	氏名公表及び50万円以下の罰金の適用

※ ディーゼル車に対する規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県、神奈川県でも15年10月から実施されます。

お問い合わせ先: 東京都環境局自動車公害対策部規制課

◆ ディーゼル車規制に関する「総合相談窓口」 電話 03(5388)3528 (直通)

◆ ディーゼル車規制総合情報サイト <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousha/diesel/>